

広報とよなか令和8年7月号～令和9年4月号印刷製本業務 仕様書

1. 業務概要

印刷用データ（PDF/X-4形式）に基づき、広報とよなかを印刷製本し、市が指定する日時・納品場所に納品する。

2. 契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

3. 支払い

発行月ごとに成果品が完納されたことを確認した後、受注者の請求書に基づき、単価×印刷部数の金額（消費税込み）を月単位で支払うものとする。

4. 仕様および発行計画

(ア) 広報とよなか 令和8年7月号～令和9年4月号

① 規格

A4判冊子 4色刷り 20～36ページ（オフセット印刷に限る）

② 紙質

グリーン購入法適合品で再生古紙率70%以上の再生上質紙

③ 製本

中綴じ（2か所）右綴じ とじ穴なし

④ 発行日・発行回数

月1回（毎月1日）発行

⑤ 発行計画

下表のとおり。

発行号	ページ数	予定発行部数
令和8年 7月号	32	210,700
8月号	32	210,600
9月号	32	210,400
10月号	36	210,100
11月号	32	210,000
12月号	24	210,200
令和9年 1月号	28	210,200
2月号	28	210,400
3月号	20	210,300
4月号	32	210,700
合計	—	2,103,600部

※毎月、上記予定部数とは別で、見本として100部納品すること。なお、見本の印刷にかかる費用は受託者負担とする。

※各月のページ数、部数については仕様書作成時の予定であり、月ごとのページ数、部数を保証するものではない。各月の確定ページ数及び発行部数、各納品場所への

納品部数は、印刷用データ受け渡し日に印刷製本発注書にて連絡する。

予定ページ数ごとの部数計は下表のとおり。

品名	ページ数	予定発行部数
広報とよなか	20	210, 300部
〃	24	210, 200部
〃	28	420, 600部
〃	32	1, 052, 400部
〃	36	210, 100部
合計	—	2, 103, 600部

(イ) 相談の窓口 令和9年度保存版

① 規格

A4判 4色刷り 4ページ（オフセット印刷に限る）

② 紙質

グリーン購入法適合品で再生古紙率70%以上の再生上質紙

③ 製本

二つ折り

④ 発行日・発行回数

年1回（令和9年4月1日）発行

⑤ 発行計画

210, 700部（仕様書作成時予定数）

※上記予定部数とは別で、見本として100部納品すること。なお、見本の印刷にかかる費用は受託者負担とする。

5. データ授受

印刷用データは、データ受け渡し日の19時までに、広報とよなかの企画編集制作業務を行う事業者から受託者へ入稿する。

6. 校正

不要

（ただし、印刷用データを受け取った日の翌日（土曜日・日曜日・祝日を除く）の12時までに、データを印刷用紙に印刷したものを制作会社に提出し、印刷データとおりに印刷されているか確認を受けること。）

7. 納品

① 梱包

50部単位でクラフト梱包

※配布業者納品分は当て紙をして紐綴じすること

② 費用

納品に係る費用は受託者負担とする

③ 日時・場所・搬入部数

下表のとおり。

日時	場所	数量
見本納品日（＊１）の正午まで	豊中市役所第一庁舎 3階 広報戦略課執務室	見本 100部
納品日（＊１）の正午まで	豊中市役所第一庁舎 3階 広報戦略課執務室	600部
	市が別に契約する配送業者が指定する場所（＊２）	発行部数から市役所納品分600部を差し引いた部数

（＊１）下記、「８．日程」のとおり。

（＊２）令和８年４月１日現在、江坂運輸(株) 豊中・伊丹配達所（伊丹市森本８丁目３１－１）。搬入車両は10トン車まで

８．日程

下表のとおり。ただし、天災その他やむをえない事由により日程変更が必要な場合は、市と受注者の両者協議によりその日時を定める。

発行号	データ受け渡し日	見本納品日	納品日
令和８年 ７月号	６月１７日	６月２５日	６月２６日
８月号	７月１６日	７月２７日	７月２８日
９月号	８月１９日	８月２７日	８月２８日
１０月号	９月１１日	９月２４日	９月２５日
１１月号	１０月１９日	１０月２７日	１０月２８日
１２月号	１１月１７日	１１月２６日	１１月２７日
令和９年 １月号	１２月１１日	１２月２１日	１２月２２日
２月号	１月１９日	１月２７日	１月２８日
３月号	２月１５日	２月２４日	２月２５日
４月号	３月１６日	３月２５日	３月２６日
相談の窓口	３月１６日	３月２５日	３月２６日

９．再委託に関する事項

本委託業務における主たる部分とは、本仕様書の「１．業務概要」で掲げるものとする。その他、本委託業務を遂行するに当たって必要な作業等を委託する場合は、市が定める様式により市の承諾を得ること。

１０．その他

- 受託者は業務の履行を通じて知りえた業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- 著作権はすべて豊中市に帰属する。
- その他、本仕様書に定めのないものについては、市と受託者の両者で協議の上、これを定める。

以上